令和２年７月１日更新

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

～Ｑ＆Ａ～

(未定稿)

農林水産省 生産局 畜産部食肉鶏卵課

独立行政法人農畜産業振興機構

|  |
| --- |
| 問１　本事業の目的及び内容いかん。 |

（答）

　新型コロナウイルス感染症の影響により肉用子牛の価格が急落する中、肉用子牛生産者の生産意欲を維持し、肉用牛の生産基盤の弱体化を防ぐため、全国平均価格が発動基準を下回った場合に、経営の改善に資する取組を行う肉用子牛生産者に対し、販売頭数に応じて１万円/頭又は３万円/頭の奨励金を交付するものです。

　＜発動基準及び奨励金単価＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品種区分 | 発動基準Ａ（奨励金単価：1万円） | 発動基準Ｂ（奨励金単価：3万円） |
| 黒毛和種 | 60万円  | 57万円 |
| 褐毛和種 | 55万円 | 53万円 |
| その他の肉専用種 | 35万円 | 34万円 |
| 交雑種 | 30万円 | 29万円 |
| 乳用種 | 18万円  | 17万円 |

　　注：発動基準は消費税込価格。

|  |
| --- |
| 問２　奨励金の１万円/頭と３万円/頭は重複して交付されるのか。 |

（答）

　　重複して交付されません。

発動基準Ｂ（57万円）を下回った場合は、１万円/頭に加えて２万円/頭、合計３万円/頭が交付されます。

＜例：黒毛和種の場合＞

　・全国平均価格が58万円の場合

* 発動基準Ａ（60万円）を下回り、②を上回る　→１万円/頭を交付

　　　・全国平均価格が56万円の場合

* 発動基準Ｂ（57万円）を下回る　→３万円/頭を交付

|  |
| --- |
| 問３　なぜ全国平均価格なのか。都道府県ごとの平均価格ではだめなのか。 |

（答）

１　発動基準は、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格が全国一律としていることを踏まえ、全国一律の基準としています。

２　また、発動基準を全国一律のものとして算定している中で、全国平均価格を都道府県ごとに算定した場合、平均価格が低い都道府県ほど発動しやすくなる可能性があり、生産者が子牛の質を高めようとする努力を阻害するおそれがあります。

３　このため、本事業では、全国平均価格を用いることとしています。

|  |
| --- |
| 問４　全国平均価格が発動基準を下回った場合、都道府県ごとの平均価格が発動基準を上回っていても奨励金が交付されるのか。 |

（答）

　　奨励金の交付は全国平均価格により決まりますので、都道府県の平均価格が発動基準を上回っていたとしても、奨励金が交付されます。

|  |
| --- |
| 問５　交付対象者はどのような者か。 |

（答）

　　肉用子牛生産者補給金制度に加入している者であって、以下のアからエまでのいずれか２つ以上に取り組む者です。（なお、各取組の具体的内容については、問８をご参照ください。）

ア　畜舎環境の改善

イ　経営分析

ウ　子牛の疾病の防止

エ　繁殖雌牛又は子牛の栄養状態の改善

|  |
| --- |
| 問６　奨励金の交付対象となる子牛はどのようなものか。 |

（答）

肉用子牛生産者補給金制度において登録され、令和２年５月～12月に販売された肉用子牛です。

※自家保留や家畜市場で本人取りした子牛は、販売が行われていないことから、交付対象外です。

|  |
| --- |
| 問７　肉用子牛生産者補給金制度に登録していない子牛についても、登録すれば交付対象となるか。 |

（答）

　　　生後2ヶ月齢未満の子牛であれば、都道府県の指定協会に登録を申し込み、負担金を納付すれば、肉用子牛生産者補給金制度に登録され、本事業の対象となります。

|  |
| --- |
| 問８　経営改善の取組とはどのようなものか。 |

（答）

　　以下のような取組を想定しておりますが、あくまで例示ですので、これ以外の取組については、随時、機構又は農水省までお問い合わせください。

ア　畜舎環境の改善

・清掃による環境改善（畜舎、換気扇の清掃等）

・暑熱対策（寒冷紗、扇風機、細霧機の利用等）

・寒冷対策（ヒーター、カーフジャケットの利用等）

・駆虫・防虫対策（駆虫剤の散布、防虫ネットの利用等）

イ　経営分析

　・経営管理研修会等への参加

　・経営指導機関が行う経営診断事業等の活用

ウ　子牛の疾病の防止

　・寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与

　 ・ワクチンの接種（抗体移行により子牛の疾病を防止する目的で、母牛に

接種するものも可）

エ　繁殖雌牛又は子牛の栄養状態の改善

　・飼料添加剤（乳酸菌、ビタミン、ミネラル等）の給与

　　（飼料添加剤が予め混合された配合飼料の給与も可）

　・給与飼料の分析

|  |
| --- |
| 問９　経営改善の取組は新たに取り組む必要があるのか。 |

（答）

　　既存の取組を継続して行えば良く、新たに取り組む必要はありません。（もちろん、新たに取り組む場合も対象になります。）

|  |
| --- |
| 問10　取組を実施したことを証する書類は必要か。その場合、何を想定しているか。 |

（答）

取組を実施したことを証する書類は必要です。

具体的には、以下の書類等を想定しています。

ア　畜舎環境の改善

・清掃による環境改善

* 清掃前・清掃後の写真等

・暑熱対策

* 寒冷紗、扇風機等を使用している（牛舎に設置し稼働していることが分かる）写真、新たに購入した場合は領収書等

・寒冷対策

* ヒーター、カーフジャケット等を使用している写真、新たに購入した場合は領収書等

・駆虫・防虫対策

* 領収書等（肉用牛部会毎の集団実施等により個別の領収書が難しい場合は、全体の領収書及び部会員名簿などでも可）

イ　経営分析

・経営管理研修会等への参加

* 研修会等に出席したことがわかる資料（主催者が作成した名簿等）

・経営指導機関が行う経営診断事業等の活用

* 経営診断結果がわかる帳票等

ウ　子牛の疾病の防止

・寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与

* 領収書等

・ワクチンの接種

* 接種証明書、領収書等

（家畜市場の上場名簿にワクチン接種を行った旨の記載があれば、上場名簿でも可。）

（子牛登記書への予防注射済印の捺印等で証明している場合は、子牛登記書でも可。ただし、販売時に子牛登記書を販売先に譲渡する場合は、コピー（両面）を保管すること。）

エ　繁殖雌牛又は子牛の栄養状態の改善

・飼料添加剤（乳酸菌、ビタミン、ミネラル等）の給与

* 領収書等

・給与飼料の分析

* 分析結果の帳票等

これらの書類は、指定協会へ提出する必要はありませんが、肉用子牛生産者ごとに事業実施年度の翌年度から起算して５年間（令和８年３月３１日まで）保管しておくことが必要です。機構や指定協会から提出を求められる場合もありますので、保管をお願いします。

また、指定協会にあっては、生産者が保管する書類の写しを保管しておいてください。

|  |
| --- |
| 問11　本事業は12月販売分までを対象としているが、延長されないのか。 |

（答）

　　本事業は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策のひとつであるため、12月販売分までを対象としておりますが、延長については、影響を踏まえて検討していきます。

|  |
| --- |
| 問12　奨励金はいつ払われるのか。また、いくら払われるのか。 |

（答）

１　指定協会は、全国平均価格が発動基準を下回った場合は、肉用子牛生産者に対して早期に奨励金を交付するため、速やかに各生産者の販売頭数を確認後、販売月の翌月末までを目途に概算払請求書を提出してください。

　（登録頭数が少ない指定協会は、翌月末を待たずに提出されることが望ましいと考えます。）

２　また、指定協会は、機構から補助金が交付された場合は、遅滞なく生産者に交付するようにしてください。

３　交付される奨励金の額は、発動した月に販売された交付対象者別の交付対象牛の頭数に、奨励金単価を乗じた額となります（ただし、その他の肉専用種に係る奨励金の額については、実施要綱別表１のとおりです。）。

|  |
| --- |
| 問13　４/１以降に生産者補給金交付契約を締結した生産者は、本事業の交付対象者となるか。 |

　（答）

　　　契約を締結した上で、経営改善計画を提出すれば交付対象者となります。なお、当該生産者が肉用子牛生産者補給金制度に登録した契約肉用子牛を令和２年５～１２月に販売し、販売月に本事業の発動があれば、当該子牛は交付対象子牛となります。

|  |
| --- |
| 問14　経営改善の取組に係る証拠書類は、交付対象子牛毎に必要か。 |

　（答）

　　　証拠書類は生産者が自身の経営として取り組んでいるかどうかを確認するものであり、交付対象子牛毎に整備する必要はありません。